

# 広報 てらどまり

1983  
**3/1**  
No.97



鋭い気合が  
体育館いっぱいこだまする  
心身の鍛練にはげむ  
少年少女の柔剣道教室



### 〈人口の動き〉

昭和58年2月1日現在 人口13,427 (男 6,507 女 6,920) 3,084世帯  
( )内は前月比 ( +16 ) ( +6 ) ( +10 ) ( 0 )

## 土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときには、売却代金からその購入代金などの取得費、売るための仲介手数料などの譲渡費用を、差し引いた利益（譲渡所得といいます。）に対して税金がかかります。  
譲渡所得は、売却した土地や建物の所有期間が、その年の一月一日において一〇年を超える場合の長期譲渡所得と、一〇年以下の場合の短期譲渡所得とに分けられ、それぞれ別の方法で税額を計算します。

長期譲渡所得は、一〇〇万円の特別控除を差し引いた後の金額が四〇〇万円以下の場合二〇パーセントの税金がかかりますが、四〇〇万円を超えたと、他の所得と総合して課税されます。  
短期譲渡所得には一〇〇万円の特別控除はありませんし、長期譲渡所得の場合と比べて税額も多くあります。  
なお、自分が住んでいる家屋とその敷地を売ったときや、取用対象事業のために土地などを売った

### 所得税の確定申告は、正しく、お早めに —申告期限は3月15日まで—

昭和57年分の所得税の確定申告の受付が始まっています。3月15日の申告期限間近になりますと大変混雑しますので、申告はできるだけ早く行うようにしてください。

なお、贈与税の申告も3月15日までですから申告をしなければならない方はお忘れなく申告してください。  
また、所得税の確定申告書を提出した人は住民税及び事業税の申告は必要ありませんが、所得税の確定申告書を提出しない人で、住民税の申告義務のある人は住民税の申告をしなければなりませんので、期限までにお忘れなく申告してください。



### ～停電のお知らせ～

次の日時に一部の区域で、作業のため停電しますので、ご協力をお願いします。

月日	時間	停電する地域	作業場所
3月9日	午前9時から 午後1時まで	野積の全域	白岩線131号～207号 熊ヶ谷線全線 野積線全線 子ガヤ線全線
3月17日	午前9時から 正午まで	町軽井の全域 入軽井の全域 矢田の全域	町軽井線全線 馬越線43号～43南19号 矢田線全線



ときには、三〇〇万円の特別控除があります。  
譲渡所得のある方で税金のかかる方は、お忘れなく三月十五日までに申告してください。

### 歳時記

立春を過ぎると、暦の上ではもう春。とは言っても、外はまだまだ冬景色。そんな中で香り高く咲くのが梅の花。  
歳時記の中で梅は、早春の花として扱われていますが、一方、冬の終わりが、日あたりのよい場所に咲く早咲きの梅は、冬の季語とされています。



### 梅

梅と並び称されるのが桜ですが、「梅と桜」と言くと、美しいものが二つ並んだ例えに使われる言葉です。梅と桜とどちらが好きかは、その人の好みにもよりますが、時代によっても流行があるようです。  
奈良時代には梅が好まれていたとみえて、万葉集には梅を詠んだものが百首も登場するのに対し、桜は四十首とありますが、平安時代の古今和歌集になると、梅二十首、桜百首と逆転しています。九六〇年に御所の内裏（天皇の住む御殿）が焼けたあと、紫宸殿（ししんでん）の前にあった梅を桜に植えかえたのも、そのためでしょう。  
江戸時代に入ると、桜の花見はもちろんです。梅の花見も盛んだったようです。戦時中は、桜の潔さがたたえられて桜全盛。そして最近では、「桜まつり」も盛んですが、「梅まつり」ももてはやされています。  
その理由は、梅のほうが桜より花期が長いので、観光宣伝をやりやすいことや、バスツアー、団体旅行も計画しやすいからでしょう。梅も世に「つれ」です。  
梅といえば梅干し。「塩梅（あんばい）」という言葉があるくらい、梅と塩とは縁があります。しかし、最近では減塩梅干しが好評。普通二〇％余りの塩分を含みますが、減塩梅干しは一〇％くらいにおさえているようです。

# 功績をたたえて 町政功労者の表彰式挙



町では、表彰条例の規定に基づいて、本町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与し、また衆人の模範と認められる行為があつた者を表彰しています。今年も、建国記念の日の二月十一日役場議場において表彰式が行われ功労表彰者十一名の方々に對して、中島町長から表彰状と記念品が贈られました。表彰式には、来賓も多数出席され、和町町議会議長、外山県議會議員から祝辞のべられ、参列者一同もその功績をたたえました。また、当日は、十年間にわたり町嘱託員としてご協力くださった方にも感謝状が贈られました。

## 功労表彰受彰者(敬称略)

- 本合 正司(62歳) 田頭 山崎 百合(60歳) 入野井**  
現在、寺泊町議會議員として十二年在职され、この間、産業建設副委員長、決算審査特別副委員長などを歴任、町政発展に寄与されました。
- 石井 俊雄(49歳) 野積**  
現在、寺泊町議會議員として十二年在职され、この間、産業建設委員長、水道対策特別委員長などを歴任、町政発展に寄与されました。
- 亀山 弘義(60歳) 片町**  
現在、民生委員として二十六年在职され、その職務を誠実に遂行され本町社会福祉の増進に寄与されました。
- 和田 レン(68歳) 大町**  
同じく民生委員として二十六年在职され、本町社会福祉の増進に寄与されました。
- 小林 フジ(71歳) 明ヶ谷**  
同じく民生委員として二十三年在职され、本町社会福祉の増進に寄与されました。
- 小黒 東伍(60歳) 町軽井**  
永年嘱託員として  
感謝状を贈られた者
- 大塚 文雄(二十一年在职)**  
総務課財政係長
- 青木 昌栄(二十一年在职)**  
商工観光課観光係長
- 桶谷 昭三(二十一年在职)**  
税務課資産税係長
- 山田 忠一(二十一年在职)**  
保健衛生課衛生係長
- 早川七兵衛(77歳) 田頭**  
同じく民生委員として二十年在職され、本町社会福祉の増進に寄与されました。
- また町職員で二十年以上在职し、職務に精励した四名も、功労表彰を受けました。**

## 入浴車寄贈される

みなさんの中にも、昭和五十七年度二十四時間テレビ「愛は地球を救う チャリティー・キャンペーン」を、ごらんになられた方が多数おられるのではないかと存じます。また、中には進んでご協力された方もおられること存じます。

五十七年度のテーマは「ねたきり老人問題」でした。そこで、町社会福祉協議会が入浴車の寄贈を申し込みましたところ、当町のねたきり老人の実状が考慮され寄贈



されることになりました。去る一月二十四日に受納式が行われました。受納式にはチャリティー委員会を代表して、テレビ新潟支社長が出席され、町社会福祉協議会会長の中島町長に目録が贈られました。「チャリティーの主旨にそつて、ねたきり老人の福祉向上のために充分活用させていただきます。」と社会福祉協議会会長がお礼の言葉をのべられ、出席した関係者一同が

感謝して受納いたしました。今まで、ねたきりのお年寄りの方々の入浴は、携帯浴槽を使用し、家庭で沸かした湯を運びこんで実施していましたが、寄贈された入浴車を使用すると、湯を沸かして運ぶ手間がはぶけシャワーなども完備されており、ねたきりのお年寄りの方々に気持ちよく入浴していただけるものと思います。ねたきりのお年寄りの方や、体の不自由な方のいるご家庭で、入浴を希望される場合は、社会福祉協議会(町役場住民課内)へお申し込みください。

## ご寄付ありがとうございました

●一月十一日に、大町の米谷正作さんが役場を訪れ中島町長に、社会福祉事業に役立ててほしいと現金五万円を寄付されました。これは、先に亡くなられたお母さん(スイ氏)が生前地域の方々にお世話になったお礼のことでした。  
●一月二十日に、片町の石塚哲夫さんが現金五千円を寄付されました。これは、半年前に拾ったものがこのたび石塚さんの所有となったもので、与板警察署寺泊幹部派出所を通じてぜひ社会福祉事業に役立ててほしいと寄付されたものです。  
米谷さん、石塚さんの善意に感謝し、社会福祉のために大切に使用させていただくことになりました。

## 法務局出張所の名称変更と

### 移転のお知らせ

登記事務などを取り扱っています新潟地方法務局地蔵堂出張所(登記所)が、三月一日から「新潟地方法務局分水出張所」と名称が変更されます。

また、三月二十六日(土曜日)に、分水町大字五千石三、二二六番地一(旧五千石小学校跡)へ移転することになりました。当日は、混雑が予想されますので、お早目に登記簿の謄抄本申請や閲覧などをされるようご協力ください。



# 飲酒運転追放は町民の願い

## 四、二四五名が署名

春・秋の交通安全運動をはじめ、機会ある毎に、飲酒運転の追放をよびかけていますが、飲酒運転による事故や、飲酒運転で検挙される者があとを絶ちません。

飲酒運転を根絶するためには、ドライバーの自覚はもちろんのこと、家族ぐるみ、地域ぐるみで気運を高めることが必要です。そのため町と町交通安全協会が昨年秋から「飲酒運転追放署名運動」を実施してきましたが、このたび集計しました結果四千二百四十五名の方々から署名をいただきました。

この運動の趣旨をさらに徹底させ



せるために、去る一月十九日長谷川交通安全協会会長が署名簿を厚板警察署長に提出し、今後も引き続き飲酒運転追放のため強力に運動を推進することを誓いました。

これを機会に、本町から飲酒運転を根絶するために、町民一人一人の新たな誓いをお願いします。

# 交通災害共済に家族そろって加入しましょう

一日一円の安い掛金で皆さんにおなじみの交通災害共済が、三月末日をもって共済期間が満了になりますので、ただいま、昭和五十八年度の会員登録が行われています。

皆さんが交通事故にあった場合、お互いに助け合うという趣旨で始まった交通災害共済ですが、万一の交通事故に備えて年々加入される方が増え、昭和五十七年度は九千二百二十三名の方が加入され、三十八名の方に二百三十一万円の見舞金が出されました。

本町の加入率は、六十八・七四パーセントで、県平均の六十八・七四パーセントをわずかに上まわりました。

今まで加入していた人は、更新の手続きを忘れずにしてください。また、未加入だった方もぜひ家族全員で加入されることをおすすめします。

五十八年度の申し込みについては、嘱託員さんを通じて加入申込書をお配りしてありますので、会費一人三百五十円を添えてお申し込みください。

加入申込手続きや見舞金請求などについて不明の点がありましたら、役場総務課又は大津支所へお問い合わせください。

なお、会員で万一交通事故（自損事故も含む）にあったら、警察署に届け出て、自動車安全運転センターから交通事故証明書を取り寄せて、見舞金の請求をしてください。

飲酒運転や無免許運転、暴走運行などによる事故の場合は、見舞金は支払われませんのでご注意ください。

# スパイクタイヤから夏タイヤへの交換は早目に!!

本県をはじめとして積雪寒冷地帯におけるスパイクタイヤの使用状況は、雪道及び凍結道路においてその安全走行性などの面から、近年その普及が著しい状況にあります。

これに伴って、スパイクタイヤが原因と予想される舗装道路の破損（特にわだち堀れの形で摩耗）や、センターライン等路面表示の摩損が生じ、その舗装修理費等が急激に増加しており、大きな経済的問題として提起される一方、この摩耗粉じんによる公衆衛生上の新たな公害問題としてもクローズアップされつつあります。

そこで、県では、この対応措置として、スパイクタイヤの使用制限について検討を進める一方、今冬は、県の公用車に限って試験的にスパイクタイヤの使用禁止をしております。

スパイクタイヤを使用しておられる方は、このような事情を十分ご理解くださり、春先のスパイクタイヤ装着の必要がなくなる時期には、直ちに夏タイヤに交換くださるよう、皆さんからも進んでのご協力をお願いします。

# 春の全国火災予防運動

2月28日～3月13日

## たばこの罪——火災の原因

人類が火を利用して始めてから五万年とも百四十年ともいわれていますが、最も火に親しんでいるのは「愛煙家」でしょう。彼らのポケットには、必ずマッチライターが入っているはずで、自分ではたばこを吸わなくても、知り合いには、たばこを吸う人がいるでしょう。愛煙家のいるおかげで、たばこはわたしたちにいちばん身近な火となつていきます。

と、このたばこ、吸い過ぎは健康に良くないとか、煙害とか「悪者」扱いされていますが、そのほかにも免れようのない罪を一つ犯しています。火災の原因となることです。

## 火災原因、たばこがトップ

昭和五十六年中に発生した火災の出火原因別に見ると、第一位は「たばこ」で、以下、「火遊び」、「たきび」の順です。

このうち、「たばこ」による火災の数は、例年、火災全体の二二・一四%を占めます。

毎年、二月～三月にかけては、空気が乾燥し風も強く吹くため、ふだんなら立ち消えになつてしま

うような小さな火でも、火災につながる事が多くなります。

たばこは炎を上げて燃えませんが、一度火がつくとそのままでも七百～八百度の温度を保つてくすぶり続けます。たばこを吸う人も吸わない人も、豆粒ぐらいの火とあなどらずに、たばこには十分注意を。

## たばこの重心

フィルター付きのたばこでは、真ん中から少し根元寄りの所に重心があります。たばこを吸っているとき、大方の人はこの辺を指ではさんでいるはずで、

この重心は、たばこが燃えるにつれて根元の方へと移動します。たばこを吸う人は、一服ごとに灰を落としたりしながら、はさむ指の位置を重心の移動に合わせて変えています。



ところが灰皿に置くとき、このことは忘れがちです。置いたときは「つり合い」の取れていたたばこも、時間がたつと重心がずれ、たまたみや、じゅうたんにポトリ。たばこを灰皿に置いたまま席を立たないことはもちろん、置くときも「たばこの重心」に注意してください。

## 火災に結びつく三つのパターン

たばこが出火原因の第一位、と言っても、正しく喫煙していれば何も心配することはありません。たばこが火災に結びつくのは「投げ捨て」、「落下」、「消し忘れ」のときで、この三つが「たばこによる火災」の八五%を占めます。

### 落下 たばこ

「投げ捨て」に次いで多いのが「落下」です。

灰皿に置いたままになっていたたばこが、たまたみやじゅうたんに落ちる、火をつけたまま持ち歩いていたたばこの火が落ちる——たばこ火災の約二割は、「落下」によるものです。

### 消し忘れ たばこ

イライラするとたばこの量が増える、忙しい時ほどたばこのたばこを吸ってしまう——そんな時が危ないのです。

何本も何本も吸っているうち消したか消さないかを忘れ、そのまま席を立ってしまう。たばこ火災のうち三番目に多いのは「消し忘れ」です。

また、灰皿を掃除するとき、吸い殻がくすぶっていないかよく確かめてください。

### 投げ捨て たばこ

たばこが原因となつた火災で、いちばん多いのが「投げ捨て」によるもので、約六割です。

周りに燃えるものは何もないと思っても、風に吹かれて転がっていったり、踏んで消したつもりでもくすぶっていたりして危険です。

たばこの吸い殻は必ず灰皿へ——。

### あなたも

## 検察審査員に選ばれます

検察審査員は、選挙人名簿に登録された者の中から選ばれることをごぞんじでしょうか。あなたが検察審査員に選ばれたときのために、検察審査会制度についてお知らせします。

『窃盗、詐欺、暴力、交通事故その他の犯罪で被害を受けた人、告訴しても、検察官が、その事件を裁判にかけてくれない（これを「不起訴処分」といいます。）ために、犯人が処罰されず、どうも納得がゆかない。こんな不満のある人のために検察審査会制度があります。』

検察審査会は、全国の地方裁判所と主な地方裁判所の支部の所在地二百七箇所に置かれ、その地域内の市町村の選挙人名簿からくじで選ばれた十一人の審査員が、民間人を代表し、住民としての健全な常識に従って、検察官がした不起訴処分が正しく行われているかどうかを審査するのを主な仕事として行っています。

この審査会で審査した結果、当初の不起訴処分がくつがえされ、改めて起訴された例は少なくありません。

あなたが検察審査員に選ばれたときは、検察審査会の役割を理解され、進んでこの務めを果たされるようお願いいたします。

るようお願いいたします。

検察官がした不起訴処分に不満を持っておられる方や、検察審査会についてもっと詳しくお知りになりたい方は、お気軽に左記にご相談ください。

長岡市三和三丁目九番地二八  
裁判所構内  
長岡検察審査会事務局  
電話（〇二五八三三二一）二四一



## 新潟県史刊行のご案内

新潟県が「立県百年」の記念事業として、編さんを進めてきた「新潟県史」は、昨年度までに刊行された11巻に続いて、3月末までに5巻が刊行されることになり、ただいま予約を受付けています。

刊行予定の5巻は、新潟県の歴史を知るうえに貴重な資料集です。

○刊行巻の内容・価格等

資料編1	原始古代一	考古編	5,500円
資料編4	中世二	文書編II	4,950円
資料編11	近世六	文化編	4,900円
資料編14	近代二	明治維新編II	4,900円
資料編19	近代七	社会文化編	4,950円

○申込先  
〒951 新潟市学校町通1番地602  
新潟県総務部県史編さん室  
電話(0252)23-5511 内線3025

○申込期限 昭和58年3月末日

○申込方法  
はがきに住所、氏名、購入巻名、冊数、公私用の別、電話番号などを記して、お申し込みください。

区分	料率	免税点
料理店・小料理店・バーなど	一人一泊につき五、〇〇〇円	免税点なし
旅館・ホテルなど	一人一泊につき五、〇〇〇円	免税点なし
宿泊客の追加飲食、夜食、間食など	一人一泊につき二、五〇〇円	免税点なし
日帰り客の休憩及び飲食など	一人一回につき二、五〇〇円	免税点なし
飲食店、喫茶店など		免税点なし

○会計の際は忘れずに  
公給領収証を受けとりましょう

料理飲食等消費税は、料理店、バー、旅館や飲食店などを利用したときに、飲食や宿泊などの料金に応じて支払う県税のひとつで、店の経営者が、みなさんから料金の支払いを受けるとき合わせて税を受けとり、県に納めるしくみになっています。

○公給領収証の役割  
店の経営者が、みなさんから税金を支払った料金が一定金額（免税点）以下のときは課税されません。

税金は一人一回の料金の十パーセントです。したがって、みなさんが支払う飲食や宿泊などの料金が十パーセントをかけて計算した額が、料理飲食等消費税として納める額となります。

支払った料金が一定金額（免税点）以下のときは課税されません。

「国の進学ローン」のお知らせ

今春、高校・大学・専門学校などへ進学される方のために、国では進学に必要な資金の融資を行っています。

- 融資額 進学者1人につき50万円以内をご父兄に融資します。（保証人1名以上、所得制限あり）
- 貸付利率 年8.49%
- 融資期間 修業年限以内（最長4年、ただし、短期大学等修業年限が2年の場合は3年以内、交通遺児家庭・母子家庭等については、修業年限に1年を加え最長5年以内）
- 申込み期限 4月末日まで
- 申込先 国民金融公庫支店のほか、銀行、信用金庫、信用組合、農協など

くわしいことは、銀行などか次へお問い合わせください。

〒940 長岡市千手3の9の23国民金融公庫長岡支店 ☎(0258) 36-4360

## 国民年金保険料は

### キチンと納めていますか

国民年金に加入されている皆さん、国民年金保険料の納め忘れ（未納）はありませんか。「まだ未納にしままだわ」というような方は、早く納めるようにしてください。「一カ月や二カ月ぐらいの未納は大したことない」なんて言っておられる方もいるようですが、そういった安易な考え方をしていると大変なことになります。『塵も積もれば山となる』のこころにもあるように、未納が重なってくると大切な年金の受給権を失ってしまうことにもなりかねません。

また、未納にしておいた保険料をあとから納めるにしても、毎月の保険料とあわせて納めることになるため、家計におよぼす経済的負担は相当なものになります。

無理のない納入のためにも、これからは国民年金の保険料も他の必要経費と同様に家計の中に位置づけると共に、老後や万一の時に確実に年金が受けられるよう納期限までにキチンと納めるように心掛けましょう。

●保険料が四月から月額五、八三〇円にかかります。加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

## 卒業期における

### 児童・生徒の非行防止

県内の少年非行は、中学生を中心に増加を続けており、昨年は中学生の校内暴力事件が前年の三・六倍、シンナー等の乱用が三・七倍に激増しています。

これから卒業期をむかえると、進学や就職についての不安や悩み、学年末の気のゆるみなどで、子どもたちの問題行動が一層多くなることが予想されますので、みんなで力を合わせて温かく見守ってあげてください。

●親と子の 対話でなくそう 少年非行  
●ためらわず かけまわす愛の声

## 歯のはなし ⑥

### 〈歯のはえるまで〉

寺泊町国保診療所  
歯科医長 富井康年

子供の歯（乳歯）は図1のように、右上に5本、左上に5本、右下に5本、左下に5本と全部で20本はえてきます。歯の名称は左右それぞれ前から奥に向かって、A・B・C・D・Eとアルファベットの大文字を使っています。

一方、大人の歯（永久歯）は図2のように、右上に8本、左上に8本の

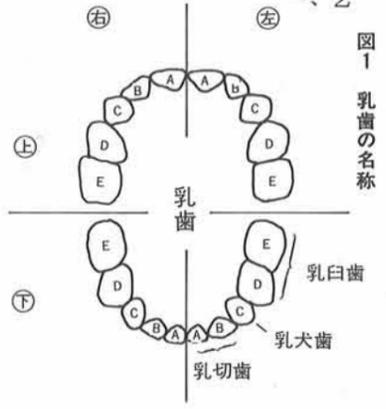


図1 乳歯の名称

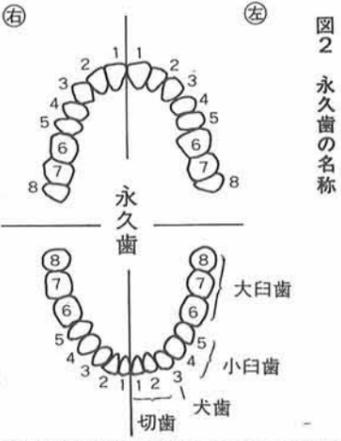


図2 永久歯の名称

右下に8本、左下に8本と全部で32本はえてきます。その名称は左右それぞれ前から奥に向かって、1・2・3・4・5・6・7・8と算用数字を使って表わします。

次に、子供の歯と大人の歯について、①歯のもと（歯胚）のできる時期、②歯が石のよ

表1 乳歯

歯胚のできる時期	右					左				
	妊10週	妊8週	妊7週	妊7週	妊7週	右と同じ				
石灰化のはじまる時期	妊6月	妊5月	妊5月	妊4月	妊4月	右と同じ				
萌出時期	2年	1年2月	1年6月	9月	7月	右と同じ				
部位	E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
萌出時期	1年8月	1年	1年4月	7月	6月	右と同じ				
石灰化のはじまる時期	上と同じ					右と同じ				
歯胚のできる時期	上と同じ					右と同じ				

表2 永久歯

歯胚のできる時期	右								左															
	3½年	8-9月	妊4月	7月	生まれた頃	妊5月	妊5月	妊5月	右と同じ															
石灰化のはじまる時期	7-10年	3½-3年	生まれた頃	2年	1½年	4-5月	10-12月	3月	右と同じ															
萌出時期	17-21年	12-13年	6-7年	10-12年	10-11年	11-12年	8-9年	7-8年	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
萌出時期	17-21年	11-13年	6-7年	11-12年	10-12年	9-10年	7-8年	6-7年	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
石灰化のはじまる時期	上と同じ								右と同じ															
歯胚のできる時期	上と同じ								右と同じ															